

第145回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和7年8月28日（木） 10時45分から16時10分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第1会議室

3 出席委員：7名中7名

4 概 要：

(1)「ドラッグコスモス高松三谷店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：誤操作による車両の追突を防止するため、歩行者通路と駐車マス No.1 から No.4 との間にバリカーを設置されてはどうか。

届出者：検討します。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・歩行者の安全確保のため、歩行者通路と駐車マス No.1 から No.4 との間にバリカーの設置を検討すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(2)「クスリのアオキ綾川店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：歩行者・自転車出入口付近に同出入口を案内する看板を設置してはどうか。

届出者：歩行者・自転車出入口の箇所は以前から橋掛けされていて見通しもいいので、案内看板の設置までは考えていなかった。

委 員：騒音については夜間10km/h以下走行で対策することなので、徹底をお願いしたい。また、荷さばき施設と住宅が近いので、夜間に荷さばきをしないことも徹底してほしい。

届出者：承知した。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・歩行者・自転車出入口付近に同出入口を案内する看板を設置すること。
- ・徐行運転（10km/h以下）の周知のため、10km/h以下徐行の路面標示を検討すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内

容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(3) 「(仮称) クスリのアオキ柞原店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委員：歩行者通路が駐車マス（7台）の前面を通る形で計画されているが、危険ではないか。

届出者：歩行者通路の位置は色々検討したが、この店舗は建物と駐車マス（7台）が近いため、駐車マスの後ろに通路を通した場合、誤操作で後進した車両と建物間に歩行者が挟まれるのが一番危険だと考え、駐車マスの前面に通すこととした。また、この話は警察にも相談したが、歩行者通路を駐車マスの前面・後方のどちらに通すのが良いかは、人により見解が異なるところであった。

委員：これまで審査会では駐車マスの前面の通路は危険であると意見してきており、再検討いただきたいと思う。

委員：歩行者通路のライン引きは来店経路の途中までを予定されているが、ラインは駐輪場まで引く必要があると思う。

委員：店舗敷地と隔地駐車場間の市道は生活道路であり、東に進むと幅員が狭くなっている。このような場合、他店では「この先、生活道路」や「この先、狭小」などの注意喚起看板を設置いただいているが、いかがお考えか。

届出者：この生活道路は通り抜け先が無く、周辺の方しか利用しないような道なので、通り抜けのために進入する方は基本的にいないと考えている。また、地元説明会とは別に自治会向け説明会も開催させていただいたが、この件について特に意見はなかったため、看板の設置については計画していない。

委員：前面道路は通学路か。通学路の場合、他店では通学路であることを看板等で表示していることが多いが、通学路に対する配慮は何かされているか。また、学校には相談等されているか。

届出者：前面道路は通学路であり、オープン時には整理員を配置して配慮したいと考えている。また、小学校には今回の計画について説明済みであるが、特に指摘等はなかった。

委員：来退店経路は来客にどのように周知するのか。

届出者：開店前のオープンチラシで周知する予定である。

委員：他店では広告に常時経路を掲載したり、店内に経路を表示したりしているが、そのような対応は予定していないか。

届出者：今回の店舗は来退店経路が分かりやすいため、予定していない。

委員：来退店経路の設定が明確にされていないことにも問題があると思うので、この点についてもご配慮いただきたい。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いいたします。

- ・ 出入口 2 及び出入口 3 の前面道路東側が生活道路であることを喚起する看板を同出入口に設置すること。
- ・ 歩行者通路は店舗西側の駐車マス（7 台）の後方を通る経路に見直すとともに、駐輪場まで延長して設置すること。
- ・ 出入口 1 及び出入口 4 に前面道路が通学路であることを注意喚起する看板を設置すること。
- ・ 来退店経路を風除室等において来客に明示すること。
- ・ 出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(4) 「m a c 鬼無店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：場内に徐行運転を周知する看板がまったく無いため、できれば 1 つは設置をお願いしたい。

届出者：出入口付近の案内看板に徐行看板を追加したいと思う。

委 員：歩行者が駐車マスの後方を通って来店する場合、誤操作による車両の追突を防止するため、通路と駐車マス間にバリカーがあった方が安全だと思う。ちなみに、出入口 1 から風除室までの来客動線について、路面舗装が必要ではないか。

届出者：出入口 1 から風除室までの距離が短いのと、そこまで場内が混雑しないであろうと考えるため、路面舗装は計画していない。

委 員：出入口 3 の道路側に「左折入庫ご遠慮ください」と表記した看板を設置予定であるが、この案内だと西方面に住む地元の方が出入口 3 から入庫できないのではないか。

届出者：出入口 3 は当初、西方面に住む地元の方の専用出入口として検討していたが、前面道路の西側で幅員 6 m を担保できないことから、前面道路の西側を来退店経路に設定しないよう、駐車場法を所管する高松市から指導があった。このため、当該看板を計画した次第である。

委 員：来退店経路として案内する必要はないと思うが、これだと「地元の方はここから入らないでください」ということになってしまうので、看板の表記については検討いただいた方がいいかと思う。

委 員：また、出入口 3 の店舗側には「左折出庫にご協力ください」との案内看板を設置予定であるが、これは前面道路の西側が生活道路であることや狭小であることの案内にはなっていないので、「生活道路である」「狭小である」等の文言により、前面道路西側への通行を控えるよう喚起いただく方が良いのではないかと思う。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・ 徐行運転を喚起する看板を設置すること。
- ・ 歩行者の安全確保のため、小売店舗の建物と駐車マス（No. 1 から No. 17 ま）との間にバリカーの設置を検討すること。

- 出入口1付近に歩行者・自転車の出入口を案内する看板を設置すること。
- 出入口3の前面道路西側が生活道路であるため通行を控えるよう喚起する看板を設置すること。
- 出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(以上)